

令和 8 年 3 月 2 5 日 宣告

令和 7 年（わ）第 2 8 2 号 業務上過失致死被告事件

判 決
主 文

被告人を禁錮 1 年 4 月に処する。

この裁判が確定した日から 3 年間その刑の執行を猶予する。

理 由

（罪となるべき事実）

分離前相被告人 A は B 小学校の校長として B 小学校の校務をつかさどり、所属職員を指導監督するもの、分離前相被告人 C は、B 小学校の教頭として A を助け、校務を整理し、必要に応じ児童の養育をつかさどるもの、分離前相被告人 D 及び被告人は、B 小学校第 4 学年の担任教諭として児童の教育をつかさどるものであるが、B 小学校のプール（最浅部の規格 1 メートル、最深部の規格 1. 2 メートル）の設備が故障したため、高知市（住所省略）所在の E 中学校のプール（以下「本件プール」という。最浅部の規格 1. 2 メートル、最深部の規格 1. 4 メートル）において、B 小学校第 4 学年から第 6 学年までの水泳授業を実施することにしたところ、各種指針等により水泳授業の実施に当たってはプール全体を監視する体制を講じるべきことが定められていた上、被告人、D 及び C が令和 6 年 7 月 5 日午前 1 0 時 4 0 分頃に本件プールで B 小学校第 4 学年の水泳授業を実施するまでに、本件プールで水泳授業を実施するなどしたことにより、被告人、A 及び D において、本件プールの大部分の水深が同学年児童である F（当時 9 歳、身長 1 1 6. 5 センチメートル）の身長よりも深いこと、及び泳力が乏しい F らが本件プールで溺れかけたことを認識し、C においても、本件プールの水深が B 小学校のプールの規格よりも深いこと、F の身長が低いこと、及び F の泳力が乏しいことを

認識していたのであるから、

- 1 被告人、D及びCは、その頃、本件プール（当日の水深は、最浅部で約1
13センチメートル、最深部で約132センチメートル）において、B小
学校第4学年の水泳授業（以下「本件授業」という。）を実施するに当た
り、Dが、同学年の児童36名に対し、水泳が得意なグループと水泳が苦
手なグループに分かれるよう指示した際、被告人のみで指導することにな
っていた水泳が苦手なグループに、同学年の児童の半数を大きく超えるF
を含む26名の児童が集まり、被告人のみでは水泳が苦手なグループの児
童の安全を確保しつつ指導することが困難になり、被告人、D及びCにお
いて、同学年の児童を本件プールで泳がせた場合には、特に水泳が苦手な
児童が集まっている上に人数も多い同グループにおいて児童が溺水するな
どの事故が発生する危険があることを容易に予見できたのであるから、児
童の動静を注視し、特にFらについては、常にその所在を把握しながらそ
の動静をより一層注視し、児童を溺れさせることなく、もし児童が溺れた
場合には速やかに発見して本件プールから引き上げるなどすべく、水泳授
業を一時中断し、被告人、D及びCにおいて本件プール全体を監視した上、
児童複数名を相互に監視させ、都度人数確認を行うこと、泳力が乏しい児
童に浮き具等を使用させることなどの児童の溺水等の事故を防止する措置
を講じるなどして共同して事故の発生を防止すべき業務上の注意義務があ
るのに、これらを怠り、本件プール全体を監視せず、児童の溺水等の事故
を防止する措置も何ら講じなかった
- 2 Aは、本件授業に先立ち、被告人、D及びCに対し、児童の動静を注視
し、特にFらについては、常にその所在を把握しながらその動静を一層注
視し、児童を溺れさせることなく、もし児童が溺れた場合には速やかに発
見して本件プールから引き上げるなどすべく、水泳授業中は被告人、D及

びCにおいて本件プール全体を監視した上、児童複数名を相互に監視させ、都度人数確認を行うこと、泳力が乏しい児童に浮き具等を使用させることなど児童の溺水等の事故を防止する措置を講じるよう指導すべき業務上の注意義務があるのに、これらを怠り、被告人、D及びCに対し、本件プール全体を監視するための指導も、児童の溺水等の事故を防止する措置を講じさせるための指導も十分に行わなかった

各過失の競合により、漫然とFを本件プールの水深が深い地点で泳がせ、その頃から同日午前10時55分頃までの間に、本件プールにおいて、Fが溺れたことに気付かないままFに水を吸引させ、よって、同日午後7時39分頃、高知市（住所省略）所在のG医療センターにおいて、Fを溺水に起因する急性呼吸不全により死亡させた。

（量刑の理由）

- 1 本件は、B小学校の教員である被告人が、E中学校の本件プールにおいてB小学校の児童らの水泳授業を実施した際、他の教員ら3名との過失の競合により児童1名を溺死させた業務上過失致死の事案である。
- 2 被告人は、判示の水泳授業を担当する教員として、同様にこれを担当する他の教員らと共に児童の水泳事故を防止する職責を負う立場にあり、殊に、本件プールの水深が小学4年生の授業を行うに足る水深があることや、従前の授業からFの泳力が乏しいことを認識していたのであるから、各種指針等で定められた水泳授業を実施する際の注意事項を厳に遵守しなければならなかった。被告人については、従前の授業の様子を踏まえて校長であるAに対し4年生の水泳授業を行う場所を本件プール以外に変更するよう進言するなど事故発生回避に向けた行動をとった経緯があるものの、このような危険性を認識しながら、結果として前記注意事項を遵守しFに

対する適切な監視監督を行うという教員に求められる基本的義務を怠って本件事故を発生させたのであるから、この種の事案として過失の程度が軽いとはいえず、厳しい非難を免れない。本件事故の結果は取り返しのつかないものであり、わずか9歳でその人生を終えることとなったFの無念と悲しみは察するに余りある。愛する家族を突然に失ったF遺族の悲しみと喪失感も相当に大きく、厳しい処罰感情を示すのも理解できる。

もっとも、被告人については、本件に関与した教員らの中で教員としての経験が最も浅く他の教員らの指導を受けるべき立場にあったこと、当初から全ての事実を認めて反省と謝罪の気持ちを示していること、母親が情状証人として出廷し今後も被告人に寄り添っていく旨を述べたこと、若年で前科前歴がなくこれまで教員として真面目に勤務してきたことなど有利な事情が認められる。

- 3 そして、以上で検討した事情を総合考慮すれば、被告人に対しては、主文の禁錮刑を定めた上、その執行を猶予するのが相当である。

(求刑：禁錮1年6月)

令和8年3月25日

高知地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 稲 田 康 史

裁判官 奥 野 育 美

裁判官 大 西 裕 紀